り捨てた端数の総額を勝金として支払うものとし、ハの⑶、⑸又は⑺の規定により算出された勝金額に１円未満の端数があるときはこれを切り捨て、ローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客のうち最も強いローハンドの顧客（当該顧客が２人以上いるときは、それらの顧客のうちローハンドに含まれるトランプのうち、第三の３の二ただし書に定めるところにより最も強いもののスートが、クラブ、ダイヤ、ハート、スペードの順序に従い、より先順位のものである顧客）に当該切り捨てた端数の総額を勝金として支払うものとする。

ハ　次の⑴から⑺までに掲げる顧客の勝金額は、当該⑴から⑺までに定めるところにより算出する。

⑴　十二イの⑴の規定により勝ちとなった顧客　勝敗の決定が行われた時点における勝金に充てる額に、全てのオールインに係る勝金に充てる額の総額を加えた額から、当該顧客より後に勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じて得た額を勝金額とする。

⑵　十二イ⑵の㈢の規定によりハイハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客　勝敗の決定が行われた時点における勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額とし、同⑵の㈣の規定によりローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客がいない場合にあっては、勝金に充てる額とする。）に、全てのオールインに係る勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額とし、⑶又は⑸の規定による勝金額の算出に使用されないオールインに係る勝金に充てる額については、当該額とする。）の総額を加え、当該顧客より後にハイハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じ、同㈢の規定により勝ちとなった顧客の人数で除して得た額を勝金額とする。

⑶　十二イ⑵の㈣の規定によりローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客　勝敗の決定が行われた時点における勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に、全てのオールインに係る勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の総額を加え、当該顧客より後にローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じ、同㈣の規定により勝ちとなった顧客の人数で除して得た額を勝金額とする。

⑷　十二イ⑶の㈡（十二ロの⑵において準用する場合を含む。以下この⑷において同じ。）の規定によりハイハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客　当該顧客が行ったオールインに係る勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額とし、当該顧客より先又は同時にローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客がいない場合にあっては、勝金に充てる額とする。）に、当該オールインより前に処理された全てのオールインに係る勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額とし、⑶（十二ロの⑵において準用する場合にあっては、⑺）又は⑸の規定による勝金額の算出に使用されないオールインに係る勝金に充てる額については、当該額とする。）の総額を加え、当該顧客より後にハイハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じ、当該顧客のハイハンドと同じ強さのハイハンドの顧客（当該顧客より先又は同時に勝ちとなった顧客に限る。）の人数に１を加えた数で除して得た額を勝金額とする。

⑸　十二イ⑶の㈢（十二ロの⑵において準用する場合を含む。）の規定によりローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客　当該顧客が行ったオールインに係る勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に、当該オールインより前に処理された全てのオールインに係る勝金に充てる額の総額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の総額を加え、当該顧客より後にローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じ、当該顧客のローハンドと同じ強さのローハンドの顧客（当該顧客より先又は同時に勝ちとなった顧客に限る。）の人数に１を加えた数で除して得た額を勝金額とする。

⑹　十二ロの⑴において準用する十二イ⑵の㈢の規定によりハイハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客　全てのオールインに係る勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額とし、⑸又は⑺の規定による勝金額の算出に使用されないオールインに係る勝金に充てる額については、当該額とする。）の総額から、当該顧客より後にハイハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じ、同㈢の規定により勝ちとなった顧客の人数で除して得た額を勝金額とする。

⑺　十二ロの⑴において準用する十二イ⑵の㈣の規定によりローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客　全てのオールインに係る勝金に充てる額の総額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の総額から、当該顧客より後にローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じ、同㈣の規定により勝ちとなった顧客の人数で除して得た額を勝金額とする。

十四　不適切な事象に対する措置

イ　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の集積が行われる前に次の⑴から⑺までに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該⑴から⑺までに定める措置をとらなければならない。

⑴　第三の９の規定に従わずに顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の区画に置き直させること。

⑵　ディーリングシュー等から不適切トランプが引かれたこと、ディーリングシュー等の中にトランプがないこと、又は顧客に対して誤った数のトランプが配布され、若しくは誤った数のコミュニティカードが配布されたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑶　ディーリングシュー等から表面を上面としてトランプが引かれたこと。　当該トランプが、ラウンドにおいて表面を上面として引かれた１枚目のトランプである場合は当該トランプを既に使用されたトランプとして扱い、それ以外の場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑷　第三の９の規定に従わずにトランプが引かれたこと。　当該トランプが、表にされていない場合は当該トランプを次に配布されるトランプとして使用し、それ以外の場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑸　顧客が自身の手札に触れる前にディーラーによりトランプが表向きにされたこと。　当該トランプが１枚の場合は当該トランプを既に使用されたトランプとして扱うとともに、新たに１枚のトランプを配布し、２枚以上の場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑹　ディーラーがテーブルの中央にトランプを配布する前に１枚のトランプを既に使用したものとしなかったこと。　当該トランプの配布の後に顧客の選択が行われていない場合にあっては当該配布したトランプのうち最初に配布したものを既に使用したものとして１枚のトランプを追加で配布し、それ以外の場合にあっては当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑺　⑴から⑹までに掲げる事実のほか、第三の９で定める方法によりオマハポーカーを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。